承認

原案可決

10月 臨時議会リポート

平成29年第2回臨時会を10月27日の1日間の会期で開催しました。

専決1件、決議1件の審議を行いました。

※ 10 月臨時会は前期の議員での審議になっております。

専決処分の承認

◆専決処分の承認を求めることについて (平成 29 年度太宰府市一般会計補正予算 (専決第1号))

平成29年10月22日の衆議院議員総選挙に係る予算の補正。

費目	予算額	歳出の主なもの
総務費	3,472万7千円	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費(3,472 万7千円) 平成29年10月22日に行なわれた衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に 関わる予算。

決 議

◆芦刈市長に対する不信任決議

市政に混乱や停滞を招くとして芦刈市長に対し、市政の健全化と安定を図るため不信任を決議する。

全会一致で可決した議案

案件	議案番号	案 件 名	議決結果
1	議案第59号	 専決処分の承認を求めることについて(平成29年度太宰府市一般会計補正予算(専決第1号)) 	承認
2	決議第3号	芦刈市長に対する不信任決議	

※決議第3号「芦刈市長に対する不信任決議」については、特別多数議決のため議長も表決に加わっています。

◆特別多数議決とは

通常の議決は過半数議決ですが、法令等に規定がある場合には特別多数議決を行います。 市長の不信任決議は、地方自治法第 178 条第 3 項に議員数の 3 分の 2 以上の者が出席し、その 4 分の 3 以上の多数の同意が必要とされています。また、この場合、議長にも表決権があります。